

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は113,335人（令和3年6月1日現在）であり、平成17年をピークに減少に転じている。年齢別人口（平成27年国勢調査）は、0歳から14歳までが16,495人（14.5%）、15歳から64歳までが69,096人（60.8%）、65歳以上が28,095人（24.7%）となっており、65歳以上が平成17年から増加傾向にある以外は減少傾向となっている。

本市における産業構造の特徴は、産業別就業者数（平成27年国勢調査）において第2次産業が39.7%、第3次産業が52.8%を占めている。主な事業別就業者数は、製造業19,229人、卸・小売業7,481人、医療・福祉5,902人、建設業3,663人、運輸・郵便業2,877人、その他サービス業2,602人、農業2,346人、宿泊・飲食業2,319人、教育・学習支援業2,282人であり、これらを合わせた就業者数は労働力人口の就業者総数の約85%を占めている。

また、令和元年工業統計調査では、本市の総数について事業所数は291事業所、従業者数は16,713人、製造品出荷額等は6,995億441万円に対して、従業者4人以上300人未満における事業所は284事業所（97.5%）、従業者数は9,837人（58.8%）、製造品出荷額等は3,907億270万円（55.8%）となっている。このことから、市内事業所の多くが中小企業であり、本市の経済を支えていることがわかる。

以上のことから、市内中小企業において先端設備等導入を促進し、労働生産性の向上を図り、本市経済の重要な担い手である中小企業者の経営基盤の強化や地域経済の活性化を目指す。

(2) 目標

今後の労働力人口の減少等による、地域活力の低下が懸念される中、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業者の設備投資を活性化し、地域経済の振興を図ることを目指す。

これを実現するために、計画期間内に30件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。
多種多様な先端設備等の導入を後押しすることにより目標の達成を目指すことから、導入先端設備等の限定は行わない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東近江市は、平成17年2月に1市4町（八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町）が合併して誕生し、平成18年1月の1市2町（東近江市、能登川町、蒲生町）の合併により現在の市域を形成している。市域は、自然的、経済的、社会的条件からみた一体性が高い地域であることから、市域全域を対象地域とし、産業の活性化を図ることとした。

対象とする地域は、令和3年6月1日現在における滋賀県東近江市の行政区域とする。面積は388.37平方キロメートルである。

(2) 対象業種・事業

対象とする業種及び事業は、限定しない。

東近江市には、卸・小売業、建設業、製造業、サービス業、宿泊・飲食業等、多岐にわたる産業が集積しており、多種多様な業種及び事業を対象とすることにより、相乗効果を狙うものである。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組及び反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないなど健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。